

2012年3月12日

大阪府教育委員会  
教育長 中西正人様

大阪府立高等学校教職員組合  
執行委員長 志摩 毅

卒業式に関わる職務命令違反者の処分に対する抗議・要請書

府教委は3月9日、卒業式における「国歌斉唱時の起立斉唱」に関わる校長の職務命令に従わなかったとして、14校17名の教職員を「戒告」処分としました。また、当該教職員に研修を行ったうえ、「今後、入学式や卒業式等における国歌斉唱時の起立斉唱を含む上司の命令に従う」との確認文書の提出を求めました。

国旗国歌に対する態度は、個人の思想・信条に属する問題であり、職務命令をもって「起立斉唱」を強制し、従わない者を処分することは、憲法第19条に保障された「思想・良心の自由」を侵すものです。また、「強制するものではない」との、国旗国歌法制定時の趣旨にも反しています。府高教は、不当処分に厳しく抗議し、撤回を求めます。

今回の件に関わって、松井知事はマスコミの場で「入学式でも同一人物が同じ行動を取った場合、現場をはずすべき」と発言しています。また、府教委は、当該教職員のうち定年退職者について、再任用内示を保留しています。

この間の最高裁判決の意見にも示されたように、当該教職員の行為は、自らの歴史観や世界観、それに由来する教育上の信念に基づくものであり、こうした行為を理由に「現場をはずす」ことや、再任用されないなどの不利益はあってはならないことです。府高教は、今回の処分に関わって、当該教職員への不利益措置を行わないよう求めます。

そもそも、教育活動の一環として行われる卒業式に、国旗掲揚・国歌斉唱などを押しつけることは、行政による教育への不当な介入であり、あってはならないことです。府民的論議もなく、十分な議会討論すら行われずに強行可決された「大阪府の施設における国旗の掲揚及び教職員による国歌の斉唱に関する条例」は廃止し、現在、府議会に上程されている「職員基本条例」「教育行政基本条例」「府立学校条例」等は撤回すべきです。

以上